

第 14 号 H29.8.31 発行 総務局監察部内部統制担当 ba0031@city.osaka.lg.jp

第3回内部統制連絡会議を開催しました!!

去る7月18日、第3回大阪市内部統制連絡会議を開催しました。

会議の冒頭、最高内部統制責任者(市長)から次のような趣旨の訓示がありました。

- 所属長は内部統制の責任者である。自らの所管する業務について、<u>プロセスレベルできっちりと点検</u>し、リスクの顕在化を防ぎ、業務の適正化を図ってほしい。
- ・共通業務責任者には、他局にまたがるような事務について、文書化とモニタリングという2つの非常に重要な役割がある。特にモニタリングは重要な役割である。
 ・引き続き、総務局とも連携しながら、各所属の取組をサポートしてほしい。
 - ・内部統制は<u>職員のコンプライアンス意識が土台</u>になる。いくらルールを作っても職員 のコンプライアンス意識が醸成されなければ、リスクが生じやすくなる。

1人の不祥事によって役所全体の信用が失墜する。それぞれの所属でこのことを意識して 内部統制に取り組んでもらいたい。



連絡会議の資料等は、<u>HP(新たな内部統制の確立)や庁内ポータル(総務局内部統制関係情報)</u>に掲載しています。是非、ご覧ください!!

平成32年度から内部統制の整備が義務化されます!!

- ・ 平成 29 年 6 月、地方自治法が改正され、都道府県及び政令指定都市には内部統制、特に「財務に関する事務」の内部統制の整備が義務付けられます。
- ・ 法が施行される平成 32 年度の本格実施に向けて、計画的に準備を進めていく必要があり、今年度は、各所属で昨年度実施いただきましたリスク把握・評価の結果判明した、「財務に関する事務」の3つの重要リスクについて点検・整備を行う予定です。皆様のご協力をよろしくお願いします!



3つの重要リスク

①「不適切な契約」②「支払遅延・誤り等」③「不十分な現金等管理」